

平成29年度税制改正は ここがポイント！

アドバイスに役立つ主要改正項目の要点解説



税理士法人おたか 谷中 淳
税理士

平成28年12月22日、「平成29年度税制改正大綱」が閣議決定された。本稿では、金融機関職員が押さえておくべき主要改正項目について解説する。

図表1 配偶者控除・配偶者特別控除の所得控除額（改正前）（単位：万円）

配偶者の給与収入（合計所得金額）										
～103 （～38）	～105 （～40）	～110 （～45）	～115 （～50）	～120 （～55）	～125 （～60）	～130 （～65）	～135 （～70）	～140 （～75）	～141 （～76）	141～ （76～）
配偶者控除	配偶者特別控除									
38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	0

図表2 配偶者控除・配偶者特別控除の所得控除額（改正後）（単位：万円）

		配偶者の給与収入（合計所得金額）										
		～103 （～38）	～150 （～85）	～155 （～90）	～160 （～95）	～167 （～100）	～175 （～105）	～183 （～110）	～190 （～115）	～197 （～120）	～201 （～123）	201～ （123～）
本人の給与収入 （合計所得金額）	～1,120 （～900）	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	0
	～1,170 （～950）	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	0
	～1,220 （～1,000）	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	0
	1,220～ （1,000～）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	（合計所得金額）											

与収入1220万円）を超えると控除額は0円となる（図表2）。本改正は、平成30年分以後の所得税、平成31年度分以後の個人住民税について適用されることとなる。

② 積立NISAの創設

NISA（少額投資非課税制度）のさらなる普及や、家計の安定的な資産形成の支援、手元資金が十分でない若年層等の利用促進などのために、少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」が、平成30年1月より創設される。

現行NISAとは選択制となるが、暦年単位での併用は可能となる（例えば、平成30年は積立NISA、平成31年は現行NISAという選択も可能）。

現行NISAの年間投資上限額は120万円、非課税期間は最大5年間。一方で、積立NISAの年間投資上限額は40万円と現行NISAより少ないが、非課税保有期間が20年、投資可能期間が20年

「配偶者控除」とは、納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合に、一定の金額の所得控除が受けられるもの。この控除対象配偶者には、「年間の合計所得金額が38万円以下であること（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）」という要件がある。

配偶者に38万円を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられないときでも、配偶者の所得金額（38万円超～76万円未満）に応じて一定の金額の所得控除が受けられる場合がある。これを「配偶者特別控除」という。

つまり、配偶者に年間141万円以上の収入（76万円以上の所得金額）があると、配偶者控除・配偶者特別控除の恩恵を受けることはできない（図表1）。

納税者の所得に応じて控除額は通減する

配偶者控除の恩恵を受けるために、夫婦間で就業調整が行われることが問題視されていたが、就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われる。

具体的には、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が、38万円（給与所得のみの場合、給与収入103万円）から85万円（給与所得のみの場合、給与収入150万円）に引き上げられる。

一方で、納税者本人の所得に応じて控除額が通減する仕組みが設けられることになる。納税者本人の合計所得金額が900万円（給与所得のみの場合、給与収入1120万円）を超えると控除額が減少していく、合計所得金額1000万円（給与所得のみの場合、給

（平成30年～49年まで）となり、おり、非課税投資総額は800万円（40万円×20年）となる（図表3）。

③ 居住用超高層建築物に係る固定資産税等の課税の見直し

資産課税関係では、居住用超高層建築物（タワーマンション等）に係る固定資産税等の計算方法の見直しに注目したい。

マンション等の区分所有建物にかかる固定資産税について、現行では一棟全体の固定資産税等の税額を、各区分所有者の専有床面積の比で按分している。つまり、高層階でも低層階でも、床面積が同じなら税額も同じとなる。

改正後は、高さが60メートルを超える居住用超高層建築物の場合、按分計算の際に使用する専有床面積について、住戸の所在する階層の違いによる床面積あたりの取引価格の傾向を反映するための補正率（階層別専有床面積補正率）により補正を行う。高層層は

① 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

個人分野の主要改正項目